

平成27年9月定例会 総務委員会（事前）

平成27年9月14日（月）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時27分）

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

【報告事項】

- 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（仮称）の骨子（案）について（資料②③）
- 「徳島県水素グリッド構想（案）」の概要について（資料④⑤）

高田県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、9月定例会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成27年度一般会計補正予算（案）でございます。

説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表の欄の一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、9,747万1,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり133億9,658万8,000円となります。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。次世代育成・青少年課関係でございます。

児童福祉施設費として、8,781万2,000円を計上しております。摘要欄①、保育所整備事業費では、民間の保育所の施設整備に要する経費を補助する費用として7,080万2,000円を、摘要欄②、認定こども園整備事業費では、民間の認定こども園の施設整備に要する経費等を補助する費用として1,701万円をそれぞれ計上いたしております。補正後の次世代育成・青少年課の予算総額は、77億8,655万7,000円となります。

3ページを御覧ください。県民スポーツ課関係でございます。体育振興費の摘要欄①、国際スポーツ大会キャンプ地等誘致推進事業として、965万9,000円を計上しております。これは、3大国際スポーツ大会の日本開催に向け、県民のスポーツに対する機運の醸成を

図るとともに、キャンプ地誘致実現に向けた取組として、国際スポーツ交流事業等を実施するためにかかる費用でございます。県民スポーツ課の補正後の予算総額は5億9,211万3,000円となります。以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

まず、徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（仮称）の骨子（案）について御説明いたします。資料1-1と資料1-2を配付させていただいておりますが、資料1-1の概要版で御説明させていただきます。

はじめに、趣旨・目的といたしましては、地域の諸課題の解決に取り組むNPO法人の活動基盤の強化と県内における寄附文化の醸成を図り、もって、住民の福祉の増進に寄与するため、県民が寄附をしやすく、またNPO法人にとっても寄附を集めやすくなる認定NPO法人への移行を一層促進する指定NPO法人制度を導入することとし、今回、このための条例の骨子案を取りまとめたところでございます。指定NPO法人になりますと、寄附者の個人県民税が寄附金控除の対象となることなどのメリットがございます。

指定NPO法人の指定基準といたしましては、2の（1）活動範囲として、県内に主たる事務所を有すること、（2）の公益及び組織・運営に関する要件として、広く県民からの支援・支持を受けていることなど8項目を設定することとしております。（3）の指定の有効期間については5年間としております。

今後の予定といたしましては、骨子（案）について本議会で御論議を賜るとともに、パブリックコメントや徳島県指定NPO法人制度検討委員会での審議を経て、条例（案）として取りまとめ、来る12月議会に提案させていただきたいと考えております。

次に、お手元にお配りの資料2-1を御覧ください。2点目は、徳島県水素グリッド構想（案）の概要についてでございます。

本県では、水素社会実現の第一歩となる燃料電池自動車の普及と水素ステーションの整備を加速化するため、本年3月に徳島県水素グリッド構想（中間報告）をとりまとめ、6月議会におきまして御報告をさせていただきました。

徳島県水素グリッド導入連絡協議会では、水素社会の実現に向けた道筋を県民の皆様に見えぬ形でお示しするべく引き続き検討を重ね、この度、徳島県水素グリッド構想の成案としてとりまとめたところであります。詳細については、お手元の資料2-2を御参照いただければと存じます。

今後は、本議会で御論議をいただき、水素社会の早期実現に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。報告事項は以上でございます。

御審議の程、よろしく願い申し上げます。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

予算のほうでお伺いをいたします。児童福祉施設費で、保育所整備事業費及び認定こども園整備事業費が付けられておりますけれども、どの地域の保育所で、その定員がどれだけのなかお知らせください。

日下子ども・子育て支援室長

ただいま、保育所整備事業費の地域と定員というお話だったと思います。この度、9月補正予算で提案を予定している案件でございますけれども、藍住町の1か所の保育所の整備を行うものでございまして、新たに30名の定員増を図りまして、整備後の定員が140人となる予定でございます。補助先は藍住町となっております。

達田委員

両方ですか。

日下子ども・子育て支援室長

認定こども園の整備事業費でございますけれども、内容といたしまして二つとなっております。一つが、民間の認定こども園の施設整備に要する経費を市町村が補助する場合に補助するというので、この9月の補正予算での提案を予定しております案件に関しましては、徳島市の1か所の認定こども園の整備を行うものでございます。この認定こども園につきましては、本年の4月に保育所から幼保連携型の認定こども園に移行したものでございまして、幼稚園分の定員を15名増やすということでございます。補助先につきましては徳島市となっております。

それと、もう一つの方ですけれども、こちらは社会福祉法人が設置運営いたします認定こども園の環境整備を行うものでございまして、定員の増に伴うものではございませんで、幼児教育の質の向上のための環境整備ということで、遊具とか運動用具、教具とかの整備を補助するものでございます。

達田委員

それぞれ施設が新しくなる、また、いろんな新しい遊具等によって子供さんが成長できるという、それは喜ばしいことなんです。待機児童をずっと取り上げてきたんですけれども、40名程度ということで、4月当初にあるんだということで、ずっとこれを解消しますということで保育所の整備が取り組まれてきたんですけれども、今回のこの保育所整備によりまして、待機児童というのはどうなるんでしょうか。

日下子ども・子育て支援室長

今の待機児童に関する御質問でございます。今回の整備ということに関しますと、平成

26年の10月1日現在、県下で180人の待機児童が生じております。このうち、今回保育所を整備いたします藍住町に関しましては17人ということで、今回30人の定員増を図るということでございます。ただいま県下全域で10月1日現在、180人の待機児童ということで申し上げましたけれども、今回の藍住町の30人の定員増も含めまして、平成27年度中に整備をしております保育所、それから認定こども園の保育所的な機能の部分の定員が415人増加する見込みとなっております。

達田委員

そうすると、待機児童なんですけれども、4月の段階では減らせたとしても、今、10月現在で180人ということですが、どんどん年度途中で産休明けの方が入るということで、だんだんとその中で入れないという方がでてくるわけですね。そういう方が、やっぱり年度途中で保育所に入れませんと、仕事をどうしようかということになっていくわけで、非常にお困りの方が多いと思うんですね。仕事に行けないから休暇を長くするにしても、長くしたらその間は無給ですから、給与なしで生活しなければいけないと。それからまた、おじいちゃん、おばあちゃんがいらしても、実は2人、3人と子供さんを見ていますと、おじいちゃん、おばあちゃんがくたびれてしまって病気になったという例がかなりあるんですね。ですから、本当にいろんな意味でこの待機児童の解消というのは待ち望まれていると思います。特に、年度途中の待機児童をなくしていくという対策が必要だと思うんですけれども、そのための人員、そして、そのための設備、それが十分あるかどうかは問われていると思います。それについてはゼロを目指すということになっていると思うんですけれども、いつまでにどのようにされるんでしょうか。

日下子ども・子育て支援室長

ただいま、待機児童につきましては、年度途中で増えてくるということも含めまして、今後どのように解消を図っていくかという御質問でございます。

委員おっしゃいましたように、待機児童の数につきましては、やはり年度途中で増えてくる状況でございます。平成26年の10月1日時点の待機児童数180人のうち173名が3歳児未満という、この数字を見ましても、やはり1年たって育休から明けたりとか、子供さんがある程度、1歳を超えて、授乳期間でありますとか離乳食を離れていくような期間になりましたら働くというようなことから、年度途中で増えてくる傾向がございます。

それで、待機児童の解消に向けましては、国の方におきましても待機児童解消加速化プランによりまして、平成29年度までに40万人の受皿を整備すると、そして待機児童を解消するというところでしております。県の方におきましても、この度新たな行動計画を策定いたしましたけれども、国と同じように平成29年度までに待機児童を解消するということといたしております。それから、昨年度に策定いたしました、市町村におきましてそれぞれ潜在的なニーズ、希望も踏まえまして必要量を調査いたしまして、それで子ども・子育て支援事業計画というものを各市町村で策定してございまして、その必要量に応じまして確保

方策，整備を進めていくということにしております。県におきましても，この市町村の計画と整合性を図りまして，子ども・子育て支援事業支援計画を策定いたしまして，市町村と連携して取り組んでいくこととしておりまして，この計画によりまして，平成29年度までに年度途中も含めまして待機児童を解消する取組になっております。

達田委員

女性の社会参加と言われるんですけど，この待機児童の解消というのがちゃんと言葉どおりにできるかどうかということにかかっているんですよね。年度途中で，全てが4月に入れるというのと違います。産休明けが9月であったり，10月であったり，11月であったり，また2月や3月という方もいらっしゃるわけですよね。ですから，そのときに即入れないと，職場によったら，もう仕事に来なくてもいいですよと言われる場合があるわけなんですよね。そしてまた，正規社員だった人が，もうパートに変わっていきこうかということになったりしますので，これは本当に急がれていると思うんです。平成29年度までにゼロにしますよということなんですけれども，途中入所をするための設備というのは平成29年度までにちゃんとできるのか，人の配置というのもちゃんとできるのか，その点が聞きたいんですけれども。

日下子ども・子育て支援室長

平成29年度までにきちんと整備ができるのか，途中でも入所できるのかという質問でございますけれども，先ほども申し上げましたように，各市町村におきまして，そういった希望，潜在的なニーズも含めまして，調査に基づきまして必要量を出しているところでございます。そして，その必要量を確保するための方策ということに向けて取り組んでおりますので，今後とも委員おっしゃいますように，市町村と連携いたしまして，年度途中も含めまして待機児童が解消できますように努めてまいりたいと考えております。

達田委員

これは要望になりますけれども，3歳未満児といいますと，やっぱり保育者数も要るわけですね。市町村によったら3対1ということで，非常に少ない人数で温かい保育をとということでしているところもありますし，ほとんどがそうだと思うんです。ですから，人も要りますし，それから乳児の場合は沐浴であるとか，いろんな設備が要りますのでお金もかかると思います。しかし，そこはきちんと整えていただいて，一日も早く途中入所ができなくて困る方がいないようお願いをしたいんです。

それと，潜在的なニーズ，この調査というのはもう既に終えているのか，それともこれから結果が出てくるのか，どうなんでしょうか。

日下子ども・子育て支援室長

先ほどのニーズの調査についての質問かと思えます。平成26年度末までに，各市町村に

おきまして子ども・子育て支援事業計画を策定しております。県におきましてもその支援計画を策定しているところがございますけれども、この計画を策定するために先ほど申し上げましたニーズ調査を行っておりますので、平成25年度に基本的には終了しているところがございます。

達田委員

この潜在的なニーズをきちんと把握をすれば、今現在180人ということですが、これより人数が増えるかもしれないわけですね。といいますのは、どうせ言っても入れてくれないからということで、申込みしてないという方もいらっしゃるんですね。そういう方も全部入れますと、途中で今180人ぐらいということですが、これが増えてくるかもわからない、それに対応できるのかということがやっぱり疑問なんですけれども、それはいかがでしょうか。

日下子ども・子育て支援室長

ニーズ調査に比べて増えてくることもあるんじゃないかというようなところがございます。基本的には、先ほど申し上げましたように、ニーズ調査に基づきまして、これも希望も含めました潜在的なニーズを調査しておりますので、それに対して整備を進めているところがございますけれども、それでも待機児童が出てくるような状況になりますと、やっぱりそれに対応していくということも必要になってくるかと思えます。

それから、整備だけでなく、今の基準でまだ定員を増やせるような施設等もございますので、そういったところにつきましては定員を超過して受け入れているようなところもございますので、幅広くそういった全ての希望者を受け入れられるような対応を市町村と連携して図っていきたいと思っております。

達田委員

保育の分野で本当に十分頑張っていたきたいというのは、今、ふるさと回帰とか言われておりますけれども、若い人たちが田舎で住もうかとか、だんだんとそういう気持ちの人が増えてきていると言われますが、どこにしようかというときに、子供の保育環境がどうかということがとても大きな要件なんです。保育料が安い、あるいは医療費が安いとか、あるいはいい環境で保育してもらえとか、そういうことを、皆さんネットとかいろんなことで調べて、そして、徳島県内においても家を建てるのは保育料が安いところに建てたいという声もあるんですね。ですから、ここを十分にやっていくということが、その地域をどれだけ本当に若い方が住んでくれるまちにしていくかということにもかかわっていると思っておりますので、是非頑張っておきたく思いますので、要望しておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

西沢委員

水素グリッド構想の中で、まずは一番最初、つくるところからちょっとわかりづらいんですけども、まず17ページにいろいろ書いてありますね。石油、天然ガス等、化石燃料から水素をつくと。天然ガス、石油、ここからは水素だけじゃなくて炭素が残ってくるから、二酸化炭素が出てくるのかなという気がしますし、苛性ソーダは出てくる余った水素でやるんでしょう。あと、太陽光エネルギー。まず、一つずついきましょうか。石油、天然ガス等の化石燃料から水素を取り出したら、あと残りはどうなりますか。

谷本自然エネルギー推進室長

委員からの質問ですけども、この18ページに書いております内容としましては、水素というのは、化石燃料、太陽光、バイオマス、苛性ソーダ、様々なエネルギーから……。

西沢委員

まず、一つずついきましょう。さっき言ったように、石油、天然ガス等の化石燃料から水素を取り出したら、あとはどうなりますか。

谷本自然エネルギー推進室長

それは、各工場の工業製品として、窒素とか、そういうふうな工業製品として出荷されるような内容になっております。

西沢委員

私も本なんかで読んだ過程によりますと、例えば、石油とかから取り出すのに、中に炭素と水素と両方が入っていますので、そこから水素を取り出すというようなことは今まで見てきた経緯があるんですけども、その残ったものをどうするかというのは、ちょっと勉強不足なので、例えば、その中で残ったのが、炭素が残ったら二酸化炭素で出てくるのか、炭素を炭素のまま出すというのはちょっと厳しいんじゃないかと思うんですけど、要するに、残ったものが二酸化炭素であるならば、二酸化炭素が出ていくわけですね。化学式で、炭素と水素といろんなものの足がありますね。組織がされていますから、その中で水素を取り出すのはわかるんです。そういう石油から水素を取り出す。でも、残ったものは炭素がかなり残るので、そういうやり方が現実的に可能なのかどうか、ちょっとわかりづらかったので、また後から教えてもらいます。

それから、太陽光エネルギーも、太陽光のパネルから発電してする効率はまだまだ悪いですね。それはもう仕方ないとして、そこから電気分解により水素を取り出すとなると、効率的にはどうなんですか。

谷本自然エネルギー推進室長

今、この自然エネルギーから水素を生成するというのは、まだ実証段階ということで、まだ商業用のレベルには達しておりません。今回、県の方で自然エネルギー由来の水素ス

テーションの実証試験をやっていきたいと考えております。

西沢委員

そんな中で私が心配するのは、そういうふうなまだまだ実験段階でまだわからないと、それを進めるのはそれでいいんですけども、ただ、時間的な問題で、それが対災害用という中で、次の災害に間に合うのかと。要するに、今でもすぐ来るかわからないような現状の中で、やはりそれを主体に置くというのは、例えば、目次のところにありますように、2章3番の5にエネルギーの地産地消、それから災害時における非常用電源としてのFCVの活用となっていますけれども、時間的な問題として、やはり水素エネルギーとしての利用を目指すというのは地産地消を目指す。多分、この地産地消は、県内を一つの地域としてですかね。でも、災害になると、県内の一つの地産地消じゃなくて、市町村ごとの地産地消の方に力点を置かないといけないんじゃないかなという気がするんですよ。そういう意味においては、具現化するのは大分先になるのじゃないかなと。これも、大規模災害に遭って陸路がかなり厳しいような状態になってくると、こんなに簡単にこれを地産地消として各市町村で利用するというのは、非常に厳しい状態になるかもわかりませんね。ほかの油とか、ああいうのを運ぶのでもなかなか厳しいという状況の中でですね。だから、これはこれで目指すのはそれでいいんですけども、特にその中で、途中経過としてでもいいから、今の太陽光パネルで発電したものをどうするかとか、そういう方向にちょっと分解してやった方がいいのかなと。この計画の中でですよ。この計画を見ると一応水素だけになっていますから、太陽光パネルで発電した電気を水素に持っていくというだけじゃなくて、それを各家庭とか企業とか、いろんなところがやったものをいかに地産地消で、その地域地域で市町村ごとにうまく災害のときに利用するということも含めた計画に、水素から離れますけれども、こういうことも含めたことをやらなかったら、水素エネルギーだけに特化してそれをすると、ちょっと厳しいものがあるんじゃないかという気がしたので質問させてもらったんですけども、いかがですか。

谷本自然エネルギー推進室長

先ほどの件で、ちょっと補足させていただきたいと思います。自然エネルギー由来の水素ステーション、これにつきましては、技術的には確立しているんですけど、コスト面でまだちょっと高い、割高ということがありますので、それをできるだけ下げていくことで、今後どういうふうな課題があるかどうかを洗い出していくという取組もやっていきたいと考えております。

それと、2点目の水素、地域ごとで自立するような形をとっていったらどうかという御質問と思うんですけど、水素グリッド構想、この冊子の24ページを御覧いただき、縦長のA3の分でございます。これの一番下のところに、2020年、水素活用による系統接続問題の解決ということで、2020年を目指して各地域で水素を活用した、自立分散型のエネルギー社会を構築していきたいと考えております。

3点目、水素だけでなく太陽光をもっと活用すればという御質問ですけれども、今現在、自然エネルギー導入に向けて、自然エネルギー立県とくしま推進戦略というものがございます。その中で、今後、太陽光発電についてどういうふうな方向性で取り組んでいくかという議論をしたいと考えております。今、そういった案を作っている最中でございます。

西沢委員

対災害に対しては、直近で今すぐ起こるかわからない、それから、もうちょっと中長期で起こるかわからないという二段構えで進めていくという中で、今あるものをすぐに利用するという形で、今、例えば太陽光発電はいろいろ各地域で、各市町村でもかなり普及されていますので、それをうまく利用してエネルギーの地産地消を図っていく。それから、中長期でこういう水素なんかも図っていくと、この二段構えが必要なんじゃないかなという思いでちょっと質問させていただいたので、是非ともそういうことで進めていただきたいと思います。

谷本自然エネルギー推進室長

委員御提案の今の考え方は、非常に重要と考えております。私どもは、中長期的にはこの水素エネルギー、あと、短期的には自然エネルギーの導入という二段構えで考えておりますので、よろしく願いいたします。

中山委員

ちょっと1点だけ要望です。いよいよ、わかやま国体が始まります。スポーツ議員連盟で我々も12名ほど、開会式に向けて出発しようと思って計画をしております。私自身も二度ほど開会式に参加したんですが、やっぱり徳島県の状況をずっと顧みますと、なかなか非常に順位的にも厳しい。今回、何位を目指すかということは言っても仕方がないと思いますがけれども、ただ一つ、その開会式を見て、人数も少なく、入場行進も徳島県は元気がないんです。せめて、ほかの県に負けないぐらい堂々と胸を張って、できるだけ多くの人が入場行進できるように、和歌山県は近いですから、その辺も最初から負けないように、最初から徳島県は元気いいなという感じで入場行進に臨んでいただきたいと強く要望したいと思いますが、いかがですか。

松崎県民スポーツ課長

委員の国体の開会式についてでございます。既に国体の開会式につきましては、出場する前期の早い部門の競技の方に開会式の出場をお願いしております。最近、非常に徳島県の開会式の行進する人数が少なく、少し弱いなという感じのイメージはしておるところでございます。ただ、競技用の宿の関係上もございまして、限られた人数でございますが、委員御提案のように、できるだけ胸を張って堂々と行進するように、今回しっかり事前に練習してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（14時00分）